



成年後見センター
副センター長 加藤達洋

制度の相談窓口である 成年後見センターの方に話を伺いました

成年後見制度は、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう支援する制度です。利用のきっかけとして多いのは、これまでは家族が財産管理をしてきたものの、高齢になって支援が難しくなったというケースです。市内では令和7年末時点で82件の利用があり、このうち16件で本センターが後見人を務めています。高齢化や単身世帯の増加により、利用件数は増えていきます。

成年後見センター 勤労福祉会館 1 階 ☎69-3911 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (田舎を除く)

が後見人となって支援を始めた結果、親族との関係が築かれ、定期的な面会につながったほか、生活の立て直しも進みました。制度を使って困りごとを整理することで、継続して生活できるようになるのです。

後見人は手続きだけを行うだけではありません。月に 1 回以上は面会し、買い物や通院に同行することもあります。そうしたタイミングだからこそ話せることとてあると思うんですね。支援をする上では、信頼関係を築くこと、そして本人の思いを尊重することを大切にしています。一方で、制度について誤解されていることも少なくありません。家庭裁判所が管轄する制度のため、申し立てから利用開始までには 2～3 カ月かかります。また、利用を始めると簡単にはやめられず、費用も必要です。

後見人がつくと、一定の制限が生じるため、本当に制度が必要なのかを十分に考えることが大切です。まずは何が課題なのかを整理し、家族のサポートやほかの制度で解決できないか検討してみよう。困っていることがあれば、お気軽に相談ください。

? よくある質問

Q 後見報酬はいくらかかるの？

A 活動内容に応じて家庭裁判所が決定しますが、目安は月額 2～3 万円とされています。

Q 家族は後見人になれるの？

A なれます。ほかにも、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉法人などの法人、成年後見制度を勉強した地域の市民後見人になれます。ただし、必ずしも希望する後見人になるとは限りません。

知っておきたい注意点

- ・後見人の支援は本人が活着ている間のみです
- ・本人の状態が回復するまではやめられません
- ・金銭の利用に制限がかかる場合があります

市民後見人養成研修があります

対象 市内在住・在勤の方

申し込み 8 月 17 日曜までに申請書 (長寿課、市ホームページにあります) を直接、郵送、ファクス、インターネットで長寿課 (☎443-8601 FAX66-3130) へ。

長寿課 ☎ 66-1105

ID 0350355